ASBJ

第 540 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(1)-6
日付	2025 年 2 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 232 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 232 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 28 日開催）において、ステップ 6 に関して、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めの取入れに関して聞かれた意見への対応に関する検討、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案及び開示の定めの取入れ方に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（IFRS 第 9 号の定めの取入れに関して聞かれた意見への対応についての意見）

全体的な意見

2. 全体的に事務局の分析と提案の方向性に異論はない。

3. 資料(2)において提案している用語の修正について、他の資料に反映されていない点もあると考えられるため、文案や開示の定めの取入れイメージを再度確認して頂きたい。

4. ステップ 4 のオプションの定めに使用する債務者区分の名称の見直しについて、現時点での事務局の考えを伺いたい。

予想信用損失及び信用損失の定義についての意見

5. 予想信用損失の定義において用いられている「確率加重」という表現は、あまり一般的ではないと考えられるため、IFRS 第 9 号の「加重平均」という用語を残し、例えば「それぞれの債務不履行発生リスクでウェイト付けした加重平均」又は「信用損失の発生確率を重みとして加重平均したもの」とした方がよいと考える。

6. 過去又は現在の実際の未回収額には将来予測の要素はないことから、「信用損失」とは別の用語を用いる方がよいと考える。このため、過去に発生した信用損失という意味で用いられている「信用損失」について、「貸倒実績」等の用語とする事務局提案に同意する。

予想信用損失の見積高に基づく貸倒引当金についての意見

7. オンバランス項目に対する引当金は評価性引当金であり、オフバランス項目に対する引当金は負債性引当金であることを踏まえれば、両者の用語は異なることが妥当と考えるため、資料(2)第 16 項の案 1 を支持する。

8. 契約上のキャッシュ・フローと回収が見込まれるキャッシュ・フローの差額が信用損失であるという点は、現在の金融商品会計基準の取立不能見込額の概念と同一であるということを踏まえると、実務で浸透している貸倒引当金という用語をあえて変更する必要はないと考えられるため、資料(2)第 16 項の案 1 を支持する。

9. 資料(2)第 16 項の案 1 の場合、オフバランス項目に対する引当金の名称については、従来通り「偶発損失引当金」によって表示したい等の様々な意見があると考えられるため、一義的に定めるのは難しいと考える。この点、財務諸表に表示する科目の名称を例示に留めることも考えられる。

10. 資料(2)第 16 項の案 1 のオフバランス項目に対する引当金の名称である「予想信用損失引当金」は、オンバランス項目に対する引当金も含んでいるとも捉えられる名称であるため、「偶発損失引当金」や「予想信用損失に関するオフバランス引当金」等の別の名称を検討する必要があると考える。

11. 予想信用損失の算定のロジックが同一であれば、オンバランス項目とオフバランス項目で異なる用語を用いる必要性はないため、資料(2)第 16 項の案 2 を支持する。

12. 金融商品会計基準の用語という意味では、引当対象にはオフバランス項目も含まれており、分かりやすさの観点から資料(2)第 16 項の案 2 を支持する。一方、財務諸表における表示科目については、案 1 をベースに具体的な科目の名称をどうするかより詳細な検討が必要であると考える。

13. 貸倒引当金は慣れ親しんだ用語ではあるものの、本プロジェクトの改正により、引当対象が変更された場合、語感が合わないものも生じると考えられることから、資料(2)第 16 項の案 2 を支持する。

14. 資料(2)第 16 項の案 2 の場合であっても、オンバランス項目に対する引当金は間接控除により表示されることとなるのか確認したい。

15. 貸倒引当金という用語は、「企業会計原則」や「中小企業の会計に関する指針」等でも用いられているため、同じ用語であると誤解を生む可能性があると考えられるものの、予想信用損失に基づいている点が明確になっていれば、資料(2)第 16 項の案 1、案 2 のいずれでもよいと考える。なお、会計基準上の用語はシンプルに記載した上で、財務諸表の表示については、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会

計基準」という。）のように、科目名を例示したうえで、企業の判断とすることも考えられる。

16. 貸倒引当金という表示は、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」においても用いられている。この点、ASBJ の会計基準が適用される企業と中小企業とで表示が異なってよいかという点については慎重な検討が必要と考える。

17. 「予想信用損失の見積高に基づいて算定された貸倒引当金」について、「見積高」を使用しないこととする事務局提案に同意する。

デフォルト・リスクについての意見

18. 「デフォルト発生リスク」という用語を用いることに同意する。この点、IFRS 第 9 号を参考に、デフォルトの定義付けをしっかり行う必要があると考える。

19. 「デフォルト発生リスク」という用語は一般的ではないと考えられる。また、「リスク」は、不確実な将来の事象から望ましくない結果が発生する可能性を意味しており、「デフォルト発生リスク」という用語では「発生」を意味する単語が重複して含まれていると考えられる。これらの理由から、従前通り「デフォルト・リスク」という用語の方がよいと考える。

信用リスクの著しい増大の評価についての意見

20. 定めの取入れイメージの「発生の認識以降」という部分は、「当初認識以降」の方がわかりやすいと考える。また、この文言を用いるとしても、ステップ 4 を適用する企業は相対アプローチが必ずしも求められているわけではないということを結論の背景等において示す必要があると考える。

営業債権（受取手形、売掛金以外の営業債権の取扱い）についての意見

21. 事務局提案の定めの取入れイメージに同意する。

22. 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）では、リース債権を所有権移転ファイナンス・リースに係るものとしている。一方、定めの取入れイメージの第 28-5 項(2)では、リース債権をファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権とに区分しており、リース会計基準と齟齬が生じていると考えられる。この点、リース債権という用語を用いるかについて検討が必要であると考える。

その他取り入れる文言及び取り入れる場所の見直しについての意見

23. 全体的に、IFRS の表現を用いても支障がない箇所については、IFRS と同じ表現を用いてもよいと考える。

24. IFRS 第 9 号 B5.5.6 項の取入れについて、原文の portion という単語が取入れイメージに十分に反映されていない印象を受ける。この点、結論の背景等において実務においてどのように対応すべきかについて書き加えていただきたい。

（金融商品会計基準の文案についての意見）

25. 第 27-2 項(1)について、「偏りのない」は「確率」を修飾しているようにも読めるため、「金額」を修飾していることを明確にするため、「確率により加重計算された偏りのない金額」という語順にした方が誤解を生まないと考えられる。

（開示の定めの取入れ方についての意見）

全体的な意見

26. 事務局の分析及び提案に同意する。

27. IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）は、IFRS 第 7 号第 34 項のリスクの定量的開示の原則をベースに、信用リスクの開示の要求事項を拡張しているため、詳細すぎる開示や分かりにくい開示も含まれており、事務局提案にも重要性が乏しい項目も含まれていると考える。この点を踏まえ、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）の冒頭等に IFRS 第 7 号第 34 項を参考にした信用リスクの定量的開示の目的を示したうえで、重要性が乏しいものは開示を省略できるという補記をすることが望ましいと考える。

28. ステップ 4 を適用する金融機関に対して開示を簡素化することも考えられるものの、個々の開示を省略できるかについて一つ一つ検討することは難しいと考えられる。この点、開示目的等で重要性が乏しいものは省略できることを新適用指針に記載したうえで、各社において重要性も鑑みて開示する対応が望ましいと考える。

29. 開示例があると開示内容をイメージしやすいため、開示例の取入れについても検討して頂きたい。

IFRS 第 7 号第 35H 項から第 35I 項及び B8D 項から B8E 項の定めの取入れイメージについての意見

30. X1 項は IFRS 第 7 号第 35H 項を取り入れたもの、X2 項は IFRS 第 7 号第 35I 項を取り入れたもの、X3 項以降は IFRS 第 7 号第 35H 項に関する適用指針を取り入れたものであるた

め、取入れイメージは階層化されていないように感じる。また、X4 項と X5 項については表示の話も含まれていると考えられる。これらの点から取入れイメージが分かりにくくなっていると考えられるため、文案作成の際には定めの順番等も検討して頂きたい。

31. 予想信用損失引当金の見積りの定めで用いられている「グルーピング」と区別する観点から、X1 項の「債権等の特徴が類似するグループごとに」の前に、例えば「開示目的に照らし、」といった表現を追記することが考えられる。

32. X3 項(1)の「債権等のポートフォリオ」について、これだけだと開示すべき具体的な内容が分かりにくいため、IFRS 第 7 号を参考に「構成」や「内訳」という単語を追記した方がよいと考える。

33. X5 項については、冒頭に「X4 項ただし書きにおいては、」という表現を記載する必要があると考える。

IFRS 第 7 号第 35M 項、第 35N 項及び B8H 項から B8J 項の定めの取入れイメージついての意見

34. X3 項について、最初の 2 文は解説的な内容であると考えられるため、新適用指針の本文ではなく、結論の背景に記載した方がよいと考える。

IFRS 第 7 号第 38 項の定めの取入れについての意見

35. 担保については、売却して債権等を回収することが通常であるため、担保として保有する物件を取得することは通常想定されない。この点、資料(5)第 53 項の取入れイメージの規定は不要ではないかと考える。

以　上